

## 国立大学法人大分大学利益相反ワーキンググループ細則

平成22年3月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程（平成21年規程第57号。以下「規程」という。）第12条第2項の規定に基づき、利益相反ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 ワーキンググループは、利益相反マネジメントのための調査を実施し、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の審議を補佐する。

### (組織)

第3条 ワーキンググループは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教員 各1人
- (2) 総務部人事課長
- (3) 研究推進部産学連携課長
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号及び4号の委員は、利益相反マネジメント委員会委員長が任命する。

### (任期)

第4条 前条第1項第1号及び4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (代表者)

第5条 ワーキンググループに代表者を置き、第3条第1項第1号の委員の互選により選出する。

- 2 代表者は、ワーキンググループを招集し、その議長となる。
- 3 代表者に事故があるときは、あらかじめ代表者が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 ワーキンググループは、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、代表者の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 ワーキンググループが必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第8条 ワーキンググループの委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定によりワーキンググループに出席を求められた者及びワーキンググループの事務に携わる者について準用する。

### (事務)

第9条 ワーキンググループの事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

### (雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年細則第2号）  
この細則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年細則第12号）  
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第23号）  
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第18号）  
この細則は、令和2年4月1日から施行する。